

就業適正化基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の適正・安全就業及び公平な就業を図ることを目的として、就業条件、就業期間等の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(就業の原則)

第2条 会員の就業は、臨時的かつ短期的な就業については、1か月当たりおおむね10日以内とし、軽易な業務については、1週間当たりおおむね20時間以内かつ1か月当たり90時間以内とし、これを超過する場合は分ち合い就業で就業人数を調整するものとする。

- 2 会員の就業機会の公平を確保するため、1人当たり1就業を原則とする。
- 3 就業時間の合計が第1項の規定に満たない単発的就業及び専門的技術・特殊技能（社会的に普及している技術等は除く。）を必要とする職種については、同項の規定を適用しない。

(遵守事項)

第3条 会員は、就業に当たり、法令及び公序良俗、センターの諸規程、発注者との契約内容並びに就業ルールを遵守して就業しなければならない。

- 2 トラブルがあった場合は、会員はセンターに連絡し、同様のトラブルを繰り返さないようにしなければならない。
- 3 会員は、貸与した被服、腕章等を着用しなければならない。

(違反措置)

第4条 前条の規定を遵守せず、別表1に掲げる状態にある会員に対しては、事業委員会での意見を参考に、理事会は次の各号に定める措置を決定し、違反措置決定通知書（別記第1号様式）を交付しなければならない。

- (1) 一定期間の就業停止
 - (2) 無期限の就業停止
 - (3) センターの退会を勧告
- 2 前項の規定にかかわらず、通常の注意喚起や指導等については事務局が行えるものとする。

(就業期間)

第5条 会員の就業期間は1年とする。ただし、発注者との契約が再締結され、会員が良好に就業した場合は延長を妨げない。

- 2 前項ただし書の規定により延長された場合の就業期間は5年を限度とする。

(対象職種)

第6条 前条の規定が適用される対象職種（以下「対象職種」という。）は公共受託業務及び民間受託業務とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条3項の規定が適用される職種は対象職種としない。

(特例延長)

第7条 第5条第2項に定める就業期間を満了しても、就業会員の補充ができない場合は特例延長を認めることができる。

- 2 業務遂行上会員の経験・能力を必要とする場合にも、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定による延長の期間については、後任会員の補充完了までとする。

(会員の補充等)

第8条 就業期間の満了による会員の補充については、原則として当該職種の就業に適格な次の各号に掲げる会員に提供するものとする。

- (1) 未就業会員
 - (2) 当該職種以外の就業経験者で、現在、就業していない会員
 - (3) 当該職種の同一現場に2年以上就業していない会員で、就業していない会員
- 2 センターは就業情報の提供や就業相談等を実施し、会員の就業促進を図るものとする。

(就業手続)

第9条 会員が対象職種の仕事に就業を承諾したときは、就業条件承諾書(別記第2号様式)をセンターへ提出しなければならない。

- 2 センターは、就業開始前に会員に対し就業条件確認書(別記第3号様式)を交付しなければならない。

(異議申立てへの対応)

第10条 第4条から第6条までの規定の適用及び決定(以下「決定等」という。)を受けた会員が、その決定等に異議のある場合は、就業適正化基準に関する決定等への異議申立て書(別記第4号様式)により会長に申し出ることができる。

- 2 会長は、前項の申立てを受けた場合は委員会の開催を委員長に要請し、申し立て事項の検討を依頼することができる。
- 3 委員会は、前2項の申立て事項を検討し、検討結果を理事会に報告するものとする。
- 4 理事会は、前項の検討結果を協議し、決定するものとする。
- 5 会長は、前項の決定を異議申立て決定通知書(別記第5号様式)により、申立人に交付するものとする。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、就業適正化基準の運用に関する必要な事項は会長が定める。

(基準の改廃)

第12条 この基準の改廃については、理事会において決定する。

附 則

(施行日)

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日前に対象職種に就業する会員の第5条から第10条までの規定による就業期間満了日は次のとおりとする。

就業を開始した日	就業期間満了日
～平成17年3月31日	平成28年3月31日
平成17年4月1日～平成21年3月31日	平成29年3月31日
平成21年4月1日～平成25年3月31日	平成30年3月31日

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

違 反 措 置	<ul style="list-style-type: none">（1）法令及び公序良俗、センターの諸規程、発注者との契約内容並びに就業ルールに違反する行為を行った場合（2）遅刻、早退、無断で休むなどの行動を繰り返し、定められた仕事の就業条件を守らない場合（3）接遇や態度が悪いため苦情やトラブルを招き、通常の注意喚起や指導等を受けても同様の行為が見られる場合（4）同僚会員との協調を欠き、就業先でトラブルを起こして、発注者等に迷惑をかけた場合（5）不注意により事故を繰り返し、安全への配慮が希薄な場合（6）仕事への従事に真剣さを欠き、就業の意欲が希薄な場合（7）健康上の問題があり、就業に支障がある場合（8）その他、就業上不適正な行為を繰り返す場合
------------------	---

別表2（第6条関係）削除

別記第1号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第9条関係）

別記第3号様式（第9条関係）

別記第4号様式（第10条関係）

別記第5号様式（第10条関係）